

参議院社会労働委員会会議録第八号

昭和三十五年二月二十五日(木曜日)午前十時二十二分開会

委員の異動

二月二十三日委員田畑金光君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長において指名した。
本日委員千葉信君辞任につき、その補欠として藤田藤太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

大谷藤之助君
鹿島 俊雄君
勝俣 裕君
谷口弥三郎君
山本 杉君
片岡 文重君
小柳 勇君
藤原 道子君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

国務大臣 厚生大臣 渡邊 良夫君
政府委員 公正取引委員会委員長 佐藤 基君
公正取引委員会事務局長 坂根 哲夫君
厚生大臣官房長 森本 潔君

厚生大臣官房会計課長 熊崎 正夫君
厚生省医務局長 川上 六馬君
厚生省医務局長 黒木 利克君
厚生省薬務局長 高田 浩運君
厚生省社会局長 高田 正巳君
厚生省年金局長 小山進次郎君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員 山本浅太郎君
説明員 局長次長

説明員

厚生省保 山本浅太郎君
局長次長

本日の会議に付した案件
○社会保険制度に関する調査
(最近東京都内に発生した医薬品等の乱売事件に関する件)
(昭和三十五年厚生省関係予算に關する件)
○理事の補欠互選の件
○医療金融公庫法案(内閣送付、予備審査)
○社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○精神薄弱者福祉法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから委員会を開きます。二月二十三日付をもって田畑金光君が辞任し、その補欠として赤松常子君が選任されました。また、二月二十五日付をもって千葉信君が辞任し、その補欠として藤田藤太郎君が選任されました。

以上、報告いたします。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始め

社会保険制度に関する調査の一環として、最近東京都内に発生した医薬品等の乱売事件に関する件を議題といたします。前回に引き続き質疑を願います。

なお、政府側からは、公正取引委員会の佐藤委員長、同じく公正取引委員会の坂根事務局長が出席されております。厚生省からは高田薬務局長が出席されております。

○高野一夫君 先般当委員会においてお尋ねした十分論議を尽くしていませんので、引き続き質疑を行ないたいと思っておりますが、まず一つ解釈をお願いしたいのは、この独禁法の中の二条七項による特殊指定、この中にソース、カレー粉等いろいろなものが入っております。ただ一つだけ新聞業に関する特殊指定だけが価格の点が明確に入っているわけですが、これだけが入って、ほかのものには価格の制限が入っていません。ただ薬品そのほかの特定の顧客引きつけ方法を禁じておるだけなのですが、この新聞業だけが価格を守るべきことが規定してある。これはどういうわけですか、ほかには見当たらないわけですか。

○政府委員(坂根哲夫君) 新聞だけに価格が入っているわけですが、これはその前に特殊指定というものの性格を一応申し上げますと、二条七項で独禁法の中で、「公正な競争を阻害するおそれがあるもの」のうち、公正取引委員会が指定するもの」ということで、指定をしなければ二条七項の法的効果がなないのでございまして、そこで一般的に各産業分野、経済分野、一般的に二条七項の規定に該当するであろうというものを指定したものがいわゆる一般指定でございます。そして各業界について二条七項の本文の規定が該当するであろうというものを指定するものが、仮定の例といたしまして、朝日新聞が出版する山梨という地方において、その地方の新聞との戦いにおいて、その地方新聞を倒すという意図をもって三百九十円の値段を三百三十円で売るといふようなことは、この特殊指定に該当するということ、そういうことはやめようということとを新聞業界の方でいろいろお考えになったようでございます。その事情をいろいろ勘案して、公聴会で調べた後にこういう指定をいたしました次第でございます。

○高野一夫君 よくわかりました。が、しからば本日の議題に供している医薬品等の問題につきましては、医薬品は他の商品と異なる特殊性にかんがみまして、そこで業界関係の意向を尊重する、こういうお話がありました。七十一条が七十二条にある。そこで業界関係でいろいろあつせんをお互いにし合つてもなおかつ過当なる競争が全国に絶えない、ますます激化していく、し

かも今新聞の例をおあげになった通りに、一つ正規のたとえは販売業者を倒さんために特別なる一つの乱売行為を行なう、こういうようなことは今お話になったそのまゝの私は実態だろと思うのでありますが、私は今ここで当委員会において医薬品を特殊扱いにしてみたいというような結論を今出すつもりはございません。しかしながら、特殊指定は業界が長い間要望しておた事柄なのです。それを本日決定する必要があるけれども、医薬品の場合と今のお話の場合は完全に私は状態が一致していると思う。医薬品に対するこの二条七項の該当というようなことは、あるいは新聞の特殊指定の問題ということを比べてお考えになった場合に、どういふようにお考えになりますか。

○政府委員(坂根哲夫君) 医薬品の業界は、もちろん私もこの前この委員会委員から申し上げましたように、非力ではございますが、だんだん調査をしておりまして、今先生のおっしゃいましたような実情がわれわれとしても認められるということであれば、業界のお申し入れその他いろいろな条件を考慮してそういう方向に研究しても差しつかえないのではないかと、私事務局長としてはそう考えております。

○高野一夫君 その前に、今坂根事務局長がそういうような御見解でありましたが、佐藤公取委員長はどういうふうにお考えですか。もちろん同じ見解だとは思いますが、一応念のため伺います。

○政府委員(佐藤基君) ただいま事務局長の申しした通りであります。ただ先ほど特殊指定をする手続は事業者の意見を聞いて、かつ、公聴会を開いて一般の意見を聞いて、そして事業者の意見、おそれる消費者の側の意見、それから学識経験者の意見、そういうものを聞いてやるということになります。

○高野一夫君 そうすると、今坂根事務局長のお話では、現在医薬品の場合でも業界の調査を進めているというお話であります。それは特殊の地域に限られての調査でありますか。相当手広く全国各地に調査を進めさせておられるわけですか、その辺の状態を一応伺います。

○政府委員(坂根哲夫君) 私どもの方で現在行なっておりますのは、大阪地区の薬の流通秩序の調査をしております。大阪は、御承知のように、薬のメーカーの大きいものもございます。調査は大阪が一番適当であるかと思ひまして、現在われわれが行なっておりますものは大阪地区の薬品に関する流通秩序の調査、こういうことでございます。

○高野一夫君 御承知の通り、大きい社会問題になりました東京の池袋付近の事態を中心にしまして、おひざ元の東京都内において大阪に変わらぬ事態がすでに起こっているわけでありまして、そこで、大阪の事態と東京の事態とはまたおのずから異なる点もある。それから岐阜、名古屋等においてもまた異なる点もある。結果は同じである。これらの点を考えますと、福岡とか、あるいは神戸、名古屋、東京、京都、そういうような主要なところ、

○高野一夫君 御承知の通り、大きい社会問題になりました東京の池袋付近の事態を中心にしまして、おひざ元の東京都内において大阪に変わらぬ事態がすでに起こっているわけでありまして、そこで、大阪の事態と東京の事態とはまたおのずから異なる点もある。それから岐阜、名古屋等においてもまた異なる点もある。結果は同じである。これらの点を考えますと、福岡とか、あるいは神戸、名古屋、東京、京都、そういうような主要なところ、

○政府委員(坂根哲夫君) 仰せのごとく、そういう場合に手を広げて調査を将来はいたしてみたいと思つております。とりあえず今大阪でやつております調査が最近のうちにでき上がると思ひますから、その結果を見まして、厚生省その他と関連を持ちながら、また調査の方向を進めるならば、その結果を見てやりたい、こう考えております。

○高野一夫君 事務局長、ただいま局長のお開きの通りに、公取委員会の方では、大阪を中心にして今調査を進めておつて、近ごろその調査の結果が出るであらう、こういうお話であります。出た時分はまた当委員会において説明をお願いしたいと思ひますが、厚生省においては、相当各種のいろいろな材料を集めておられると思ひますが、公取委員会の方では、大阪を中心として調査を進めていく、そして事態の急速なる解決をはかっていくべく積極的な、建設的な努力をされる、こういうことが望ましいと思ひるのであります。したが、厚生省の方の考え方、やり方が一応聞きたい。それとも公取とは無関係に厚生省は厚生省、公取は公取、こういうふうなことでやるべきものか、両方やはり相談し合つて手を組んでやつて事態の正常なる解決をはかる方がいい、こう考えるかどうか。

○政府委員(高田浩運君) 先般来の御質問、あるいはそれについて私どもの方からもお答えいたしました。たゞ、ともかく医薬品については現在起こつておりますいわゆる乱売というふうな現象は、薬事行政なりあるいは薬業という立場からきわめて遺憾な事態であるといふことは明らかでございます。従つて、これが終息をして一日も早く平常状態、平常の秩序ある状態に戻るというところを一番考えなければならぬ点であると思ひます。これについては厚生省は厚生省として、また、公取委員会の方は公取委員会として、それぞれ立場で調査をし、あるいはまた、それに関連する措置も研究あるいは考慮するといふことが、これは役所としての当然の務めでございますけれども、しかし、目的とするところは違つたわけではございません。一つの目的に向かつておられるわけでございますから、一つのその目的を達成するためには両方が協力し合つて一生懸命に努力をして参りたいと思ひます。

○高野一夫君 佐藤委員長にもう一度確認しておきたいと思ひますが、大阪を中心としての調査がいづれ近くわかるであらうと、そういうものを土台にして特殊指定の問題の方向に研究を進めていきたい、こういうようなことであります。これも漫然と時間ばかり食つたのでは経済競争の問題ですか。仕方がないので、できるだけイエスかノーかの結論を急ぐべきであらうと思ひますが、急いでそういう方向に向かつての検討を進められるものと解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(佐藤基君) 最近における池袋の乱売状態に顧みまして、われわれといたしましては、保健問題であり、社会問題である重要な問題になつておりますので、できるだけ早くめどをつけたと思つております。

○高野一夫君 もう一つ、例の特殊指定の問題です。これがいろいろな材料があり、業界の相違があり、それからまた、公聴会等も開いてイエスかノーかの結論が出されるものと考えますが、場合によってはそういう作業を進めていく意思があるものと考えてよろしいですか。

○政府委員(佐藤基君) 業界の事情、ことに要望というものを基礎にして従来はやつておりましたので、同じようなことになれば、私ももとよりは当然せひともやるつもりであります。

○高野一夫君 これだけ確認しておきますが、私の聞くところによりますと、業界は切なる要望を何年来繰り返して公取委員会に申し込んでいます。御心配はあるまいと思ひます。ただ、やはり委員会において検討される材料が具体的に必要であらうと思ひます。これはわれわれも当然のことだと思ひますから、その材料を早急に一つお作り願つて検討を進めていただきたい、こういうふうな一つ希望いたします。

それから団体法の問題に移りたいと思ひますが、最近医薬品小売関係の商工組合の認可が与えられて、そしてまた、申請中のものもある。その認可された組合からは調整事業の申請が出ているはずで、公取の同意を要する点がある根本になつていて、大事な点だらうと思ひます。どういふよう

申し上げましたように、正札販売を各店がやりましようということは、私は先生のおっしゃる通りに、販売方法の制限の中に入ると思っています。それで出てきております調整規程の内容の書き方の問題になってきておりますけれども、まあ安定的な方策と申しまして、私も、私どもが一応解釈としてこの商業組合における正札販売というものを働

格協定にならない。俺叩で認めるということが私は一つの基準になって、そういう方法でやっていただけならいいのではないか、こういう工合に考えます。これはお答えにならぬかもしれませんが……。

○高野一夫君　価格協定にならないよ。うな正札販売、その個人々々が正札販売をやるのは差しかえない、また、自分で、甲の販売業者と乙の販売業者が勝手な正札を自分の店によってつけている、これはもう乱売対策にも何もないのであります。一方が百円で

売っている、私の店が百円の正札をつけ
百円で売る、こちらが五十円の正札を
つけ五十円で売る、これは非常な乱売

行為です。それでもこれが正札販売だ
というなら、私はあまりに、何というの
か、ちよつと解釈が実情に沿わないこ
とになりやしないかと思うのですが、

そうすると、正札販売ということが、商工組合の、いわゆる経済安定のための商工組合なんだから、その経済安定の

ためにやる事業、その事業の一つである正札販売に百円の正札と五十円の正札と、甲と乙の店で違った価格をつけ

ている、これで何の経済安定に資する制限事項になるかと言いたい。だから組合員が個々に、勝手につけるのなら

正札販売にならぬと私は思う。それは

三

組合の制限事業じゃない、組合員が勝手にやるのならこれは組合でできる必要も何も無い、それはどういふふうに解釈しますか。

○政府委員(坂根哲夫君) それはお話のように、何と申しますか、メーカーがさし値をしている、さし値をしている値段を守っていることならば、これは先生の申し上げたように価格協定ですが、しかし、正札を守りましようという事でいくならば、この価格協定を守るという実質的な意味がないという事になれば、差しつかえないのじゃないか、こう考えます。

○高野一夫君 だから、だめだと言うのですよ。この団体法というのは、これはあなたの方のむしろ専門家なんだが、団体法というのは、不況状況から早く救い上げたいから、あるいは不況になるおそれがある場合に、それを未然に防ぎたいから、それで共同の商工組合を作って、それで共同の制限事業をやらせようという、これは画期的なことなんです。そこで、その組合員が勝手な正札をつけて、百円の正札もあれば、五十円の正札もある、同じ製品についてですよ。それで一体何の制限事業であり、何の安定策に寄与できるか、こう私は言いたいわけなんです。そこで、池袋あたりで、御承知の通りですが、これはげたやら文房具なら、何年前に作って貯蔵してあつてもかまいません。われわれは、この固製薬工場を見ましたが、ちゃんと番号を打つんです。普通は、その番号は、何年何月何日にどの工場で作ったという事がはつきりわかる、調べれば。そうすると、有効期間が、あるいは効力がだんだん減退する、そういうこと

がある製造番号——それを破いて消して、そして百円で売らなければならぬものを、何か特別に仕入れてきて、そして五十円から五十円で売らなうけてす。それは今後とも正札販売の方法であるとおなた方が同意されても、百円の正札と五十円の正札と勝手につけられるのだったら、乱売など防げません、何の意味をなしません、そういう正札販売なら……。これは一つ考えなければ、委員長も事務局長も私はおかしと思うのですが、何かいい方法はありますせんか。これは理屈ばかりじゃないに、不況状況を脱却せしめるために、安定させるための組合、そのための団体法なんです。そういうふうにするれば、それに役立つような事業をやらせなければ、役立つことにも何にもならない。今とちつとも変わらない、そういうふうな正札販売なんかやらしたって何もならない、私はそういうふうに思ひますが、委員長どうですか。

○政府委員(佐藤基君) お話の点よくわかりますが、私も、いわゆる価格協定を伴う正札販売いかんとは言っておりませんので、第一段の方法として、御承知の十七条の一号に書いてあります、そういうふうないろいろな取引制限をする。たとえば売る数量を減らすとか、生産数量を減らすとか、そういう方法でやれ、それで不況対策をやっていく、それでもできない場合は、お話のようなことをしてもいい、こいう立場に立つていられると私は思うのです。全然いかぬとは言わないので、第二段のなすべきことをして、それでできない場合に、価格協定をやるならやれ、こいうふうに思っております。

ます。なお、正札販売だというと、一つの品が、百円の物が百円という正札もあり、五十円という正札もあることもお話の通りですが、それは乱売の前提としての立場で、そんなに値段が違ふとは実は思つておらぬのです。普通の状態ならば、そう思つております。これは余談になりますが、いづれにいたしましても、正札販売というものは、価格の協定の内容たるしかるべき正札販売と、しからざる正札販売とある。しからざるものなら第一段の方法としてやるけれども、調整事業としてやるのには、第二段の方法で目的を達しない、不況が脱却しないという場合に、第二の方法、第二の方法においては、価格制限ということはある得ると、こう考えます。

○高野一夫君 どうもそれはものの道理はその通りなんです。その通りなんだけれども、それじゃその価格協定、またはそれに近い方法で、価格協定はあと回しにしても、それに近い何か具体的ない調整事業があるとお考えになりますか、どういふことをしたらいいとお考えになりますか。私は公正取引委員会というものの使命からいいますと、経済安定、公正なる適正なる経済建設、経済安定のお仕事、公正取引委員会の私は使命だと思ふ。所管省はもちろんです。それから考えて、こいういうようなことにきめてある調整事業の販売価格は、そういう段階を踏まなければならぬから、なかなかいかぬが、やらぬというのじゃない、いずれはやる。しかし、その前に一つの仕事をやらしてもらいたい。その前にやる仕事として、一番役に立つような

仕事、販売価格の調整に間近のような仕事で、一番見込みある仕事、これはどういふことが一番いいと、そのほかの各種の業界の問題を考えられて、専門家として、あなたの方のいい方法があれば、そういうものでこれは民間の中小企業者を指導してもらつてしかるべきではないかと、こう思ふわけですね。

○政府委員(佐藤基君) はかの業界等の類似の例もありますし、まあ薬のことはそれほど私よく存じませんが、たとえば、今の薬の問題なんか、われわれが調べた範囲では、メーカーの方でやはりある意味においては生産過剰と申しますか、そういうことがあるように思ふわけですね。だから、そういうふうな生産過剰というものを除くために、生産制限の調整をするとか、まあそういうことは一応考えられます。これは業界の人によく伺わないとよくわからぬが、私としてはむやみに作るという事は、まあもう少し自粛する余地があるのではないかとこいうふうに思ひます。

○高野一夫君 今、非常にいいことをおっしゃったが、メーカーで生産過剰と、これは医薬品に限らず、あらゆる業界においての生産過剰ということが競争激化の第一の原因にならうと、私もそう思ひます。そうすると、メーカーの生産を制限する方法は現在どこにありません。そうすると、先ほどの独禁法に戻りまして、二条七項の特殊指定にすれば、ここでおのずから生産制限が行なわれて、メーカー同士の不当なる過当競争をこれによって防止ができる非常に有力な方法になつてくる、こゝろ私は思ひますが、特殊指定した場

合に、——さきの話に戻るけれども、特殊指定した場合に、この生産がおのずから適正なる計画的生産になるだろうというこゝろについてのお考えはどうですか。

○政府委員(佐藤基君) 私どもとしては、さしあたり、まあ幸いに商工組合制度が相当進んでおりますので、商工組合の調整事業の内容としてやられるのが一番適当じゃないかというふうには思つております。もちろん商工組合を結成しておらぬところは別でありますけれども……。あるいは、それでなければ、独禁法の一一般指定によりまして、不況カルテルとか、合理化カルテルとかいふものもあります。それはだいたい条件もありますので、よく調べなければわかりませんけれども、そういう方法もあると思ひます。

○高野一夫君 私はそのどちらがいい、悪いでなくて、今、メーカーの生産過剰が、こいういうような中小企業者、特に小売販売業者の不況を来たす原因になるとおっしゃった、その通り、私同感ですが、その通りだと私も思つておる。それで、その計画的経済の世の中でない今日、生産制限をやれる方法がないので、それがありませんので、もしも特殊指定をしたならば、おのずから過当競争、生産過剰なんか防止できる。生産を自発的に適正な計画的生産に持ち込ませるためには、特殊指定することが一番有力な方法じゃないかと、こゝろ私は思ふのだけれども、どういふふうにお考えになるか。佐藤委員長はどういふふうにお考えになるか。

○政府委員(佐藤基君) 特殊指定でやるというこゝろについては、よほど研究

の余地があると思います。過当競争で特に押し込み販売ということがありますが、この押し込み販売をある程度規制するということなどは考え得るのじゃないかと思っております。

○高野一夫君 ちよつと、今事務局長、私の質問、よくおわかりになつておりますか、私の言つたことが……。不況の最大原因は生産過剰なんです。その生産過剰を抑える手が現在ないので、その法律でも、どこにもありません。どの業界にもない。その生産過剰を抑えるのは、先ほどの独禁法のこの特殊指定をすることが、メーカーの生産過剰を抑えるの段階に抑える最良の、一番有力な方法だと私は考えるのだが、どういうふうにお考えになるか、こういう質問、ただ一点だけの質問、そう考えられるか考えられないかを聞きたい。

○政府委員(坂根哲夫君) 今先生のおっしゃる通りに、メーカーが生産過剰で不況であるとするは、私はメーカー自身が独占禁止法の適用除外であるところの不況カルテルを結んで生産を制限して自衛すべきである、こう考へる。それで、先生の御質問の、特殊指定によってメーカーの生産量を自衛させるというところは、ちよつと私思ひつきませんが、ただいま佐藤委員長が申し上げましたように、メーカーが生産過剰の結果、注文以上にやたらに売り込むというところをやりまして、卸なり小売がその在庫をうんと抱えて、というところを、どうも薬品業界の一般の取引慣行としておもしろくないというところであれば、これを特殊指定にいたしまして、メーカー自体に生産のめどをつけさせるという意味の数量制限

は、あるいは間接的にできるかもしれないが、それ以外にはちよつと考えられない。

○高野一夫君 大体お考えが次第々々に固まつてきつたような感じがいたします。そこで、また話が少し脇道にそれますが……。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

○高野一夫君 もう一つ、根本の問題に戻りますが、当委員会において、公正取引委員長、事務局長がお見えにならない前に、委員会において池袋の問題が各野党の委員から持ち出されたのであります。そのときに、今、それから引き続いて大きな問題になつてゐるのは、ああいうふうなむちゃくちゃな乱売がされるような医薬品であったならば、安心して使えないんじゃないか、こういう、医療界に非常な不安感を与えてゐるのであります。そこで、いつでか、製造年月日を調べることもできないか。流通過程もどうなつてゐるか、従つて調べようもない、こういうふうなことで、効力があるのか、ないのか、厚生省がその後調査を発表したところによると、相当の不良品があつて、厚生省から発表されてゐる。こういう事態を考えた場合には、げたやぞうりやくつとは違ふ。医薬品のそのものの内容、用途、本質、そういうものが普通の商品と完全に違ふものであるというふうな、いわゆる特殊性といふものです。全然ただの商品ではないものである。従つて、公取において、同じ商品として考える場合でも、医薬

品は、そういう意味において特別な考え方をもち取り扱ふなければならぬ、こういうふうなことはあつてほしいと思ふのですけれども、前回佐藤委員長の御見解は、あまりまだそこまではつきり私は伺ひかねたと思ふので、きょうもう一度私の申し上げるを、そういうふうな考え方に同意されるか、そういう考え方をもちたいと思ひます。

○政府委員(佐藤基君) 医薬品が国民保健上きわめて重要なものである。無責任な医薬品が市場に出るということになると、非常な社会的にも大問題であります。そういう意味において、医薬品の特殊性というものはよくわかりませんが、かるがゆゑに、そういうふうな不良な医薬品が出ることを防止するということとは、われわれの方としても無関心じゃありませんが、厚生省の方でよくお考えになつてゐると思ひます。で、厚生省とよく相談いたしまして、厚生省の御意見も伺つた上で私どもの方の關係も考えたいと思ひます。

○高野一夫君 いや、私はその不良薬品取り締まりやら、そういう監督を公正取引委員会でおやりなさいというのじゃないのであります。それは所管省でやる。そういうふうな危険性がある品物であるから、従つて、公取が關係する仕事のいろいろな業態、業種とその商品を見る場合に、医薬品というものはそういう危険性がある。従つて、厚生省が非常に苦労をしてゐる。こういうふうな商品であるからげたか電気器具なんかとは違ふものである。特別な目でものを見なければならぬのだと、こういうふうな、わかりやすく言へば、そういう考え方を持つてもらわな

ければならない。こういうわけなんです。いろんな取り締まりなんかする必要はない。それは厚生省でやる。ただそういう厳重なる取り締まりもしなければ安心して使えないような、命にかかわるものであるから、そういう商品、そういう物品、そういう業態、こういうふうにはほかの電気器具業や、文房具業と違つた業態であり、品物であるということの考え方を持つてもらわなければならぬ、こう思ふわけです。これはどうなるか、こう思ふわけです。これはどうなるか、こう思ふわけです。これはどうなるか、こう思ふわけです。

○政府委員(佐藤基君) 医薬品の特殊性はお話の通り私はよくわかります。そういう点を特に考慮して独禁法の運用に当たるといふことは必要なことだと思います。この点は十分研究してみたいと思ひます。

○高野一夫君 まだどなたか御質問あるならば、私だけでも申しわけないから。

○委員長(加藤武徳君) 速記をちよつと落として下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

○委員(藤田太郎君) 今のお話の中で、メーカーの生産過剰のときに公取として、過剰によつて不況になつた場合云々、または過剰生産で一番混乱したときでも、こういう一つのときが考えられる。こういうことをおしやしました。内容については厚生省に聞きますけれども、新聞その他に書いてゐるところによると、大体ここに額を書いてゐるの生産をして、流通過程に乗つてゐるのが七十億ぐらい、四十億ぐらいが裏口で流れてゐる。こういうふうにしておりませんが、まあ真偽のほどはよく私もしろうとでわかりませんが、問題は、今の高野委員の言われるように、その薬の販売をやつてゐる方々がメーカーから何割という公定値で来て、片一方で非常に安く売られるから、薬局業をされてゐる方々の生活が脅かされるという問題が一番問題の中心だと思ふのです。だから生産調整について、ばく然としてゐるのですけれども、それだけ生産が上れば薬を安くする、メーカーの原価を安くして、そうして、やはり販売業者も生活ができるように保護する。こういうことは公取ではどうですか、できますか。

○政府委員(坂根哲夫君) 値段の点を云々するというのは、私どもは物価行政をやつてゐるわけじゃございませぬから、その値段が幾らがよいといふことはもちろんお答えできませんけれども、今御質問の趣旨のように、薬がもうけ過ぎておるんじゃないかという一般の批評がありますから、そういう点では安い値段で安定していただくといふこと

は、公正取引委員会では非常に望むところでございます。

○藤田藤太郎君 いや、私はもうけ過ぎているか、もうけ過ぎていないか、それは僕にはわからぬので、ただ百十億生産して、七十億が一般ベースに乗って、四十億は何とかかんとかいうことで市場へ流れている。こういう一番先が、結局それはものすごい特定のものだけ安い値段で横流しするから今のようない乱売というものが行なわれてくるのだから、それが需要と供給の中で百十億の薬がたとい九〇%とか九五%国民の生活生存に役立っているというなら、私はむしろ生産がその状態にあるならメーカーの値段を下げさせて、薬販業者がやはり一定の利益、販売マージンを取って売れる、こういう格好に販売価格は安くするし、元も安くなる、こういうことになる。今のようない問題は起こらない。特定の問題だけが、特定のワケだけが今のようない状態になるものだから、どうも市場を混乱させている、こういうことになっておると思うが、そういう点については、たとえばほかの産業にもあることですから、一つの薬の例でどういいう工合に公取は御判断になりますか。

○政府委員(坂根哲夫君) 先ほどからの高野委員の御質問のように、商工組合の調整規程というもので、まず販売業者が姿勢を正して、その結果がメーカーに及んで、メーカーも販売業者の姿勢の正されたことを反映して、値段を適正につけていくということは、公取としてはそれを考えております。メーカーの値段も、今御質問のように、安くするということはないことは、私も

よりもむしろ厚生省の方が主管であらうかと考えております。

○委員(加藤武徳君) 先ほどから御質疑の点は、今の坂根事務局長のような答弁は、厚生省の所管のものが多うございますから、厚生省から高田薬務局長が出席しておりますから答弁させましようか。

○藤田藤太郎君 それでは厚生省の方はちょっとあとにして、これに関連をして、まことに恐縮ですが、先日公取は、カルテル行為を防ぐために、主として活動しているというお話しがありました。きょうここに資料で、私は各産業界をよく知りませんが、一番農民に関係のある確安、尿素というもののから、日々私たちが使っている紙の関係、こういうものはどういいう工合に公取として見ておられるか。きょうはそういう目的でおいで願ったのじゃないけれども、ちょっと聞いておきたい。私の聞いておる範囲は、確安は国際価格が下がった。だから、国際価格が下がっても、輸出関係については私はコストに耐えられる状態であるから、市場関係が維持されている。貿易の関係で、ところが、生産する能力が非常に高い要素を持ちながら、生産を制限して、この公取の七月三十一日までの分を見ても、八%と一五%操業短縮をして、値段を維持するといいうような格好になっておる。これは農民から見れば非常に問題だと思ひます。これが一つです。

間に一割五分かなんかの値上げをされた、こういうような状態にあるわけですね。ですから、そういう基本の問題として、どういいう工合に二つの産業を処理されていくか。ちょっと参考までに聞いておきたい。

○政府委員(坂根哲夫君) これはお仰せのごとく、実態論としてはなかなかむずかしい問題を含んでおりますが、そういう工合に操業短縮をし、あるいは確安工業合理化の問題で、一種の生産制限をするというふうなときには、もちろん私どもの方ともいろいろ手続上は相談をすることになっております。それで私どもとしてはできる限りの調査をして、これが一般商社あるいは農民にはね返りにならないようにという配慮のもとにおいて一応そういうものが継続されやっておる、こう考えておるわけでありませう。

○藤田藤太郎君 農民には今までの値段しか上げないといふことで事を済まされておるのか、むしろ国際市場の関係、輸出の関係、それから生産費がどんどんオートメーション化して安くなる、むしろ公取は操業短縮して、品不足で値段を維持するといいう格好でなるといふところに指導されるのが当然だと私は思ふ。それは私の個人の意見じゃなしに、新聞その他でその問題を露骨に批判しておる。どこがチェックをするか、公取かと私は思ふ。カルテル行為が主でやっておるのだとこの前のときにはおっしゃいましたけれども、こういう二つの問題を取り上げておられるかといふことはここで大みえはされないのじゃないかという感じが

を私は持つと同時に、この前の法律では、法律は問題が起きたときに見て初めて検討するといふお話しがあったから、なお、私は混乱を、私の頭の中では混乱したのでありますが、これは商工委員会じゃありませんから、これ以上この問題を突っ込みませんけれども、私はやはりそういう問題をもっと真剣に、国民生活にみな直結する問題だから、真剣に取り上げていただきたいと思ひます。それじゃもうそのくらいでまた日をあらためて……

それから、ちょっと厚生省に、その薬の販売先の延長なんです、薬がたとえ百十億生産して七十億流通過程に乗せて四十億はやみで流して今のようない問題が起きておる。奥西方面にも相当安く薬が流れておる。だから、私はやはりそういう場合に厚生省といふものは、今高野委員のお話のように、目付けが消されておるとか消されていなくてかといふ問題も薬の内容分析の問題に入ってくる、不良であるか不良でないかといふ問題が一つ問題になってくる。それからもう一つは、そういう状態が各地で行なわれているときに、今の表示している販売価格が妥当かどうかといふ問題ですね。こういう問題は厚生省はちゃんと監督する必要があるのじゃないですか。私はそれを聞く。この前の質疑なんから聞いていますと、初めから二割とか三割値段を高くと、そして、割引きをよけいしたようにして販売する、そして安いといふような話までちょっと出ていまして、そういうことになると、なおさら私は国民の不信を買ふと思ふ。だから、そういう点について厚生省はどういう指導や行政をやっておられるか、これもちょっと聞いておきたい。

○政府委員(高田浩運君) この前も申し上げましたように、薬については品質の確保といふことが何をいっても一番大事なことであるといふことは申し上げました第一の点でございますが、この品質の確保について私どもいよいよ薬事監視であるとかさういふたようなことによつて、一面においてはこれの確保に努めておるわけでございますが、今御質問の趣旨にもありましたように、いわゆる薬業経済の安定と関連なしに品質の確保といふことは考えられない面もあるわけでございます。そういう意味から私どもの方としても、厚生省なりにいわれる薬業経済の安定ないし振興の問題についてはいろいろ心を砕いておるような次第でございます。

そこで先ほど来お話のあります価格の問題でございますが、これについては、あるいは高いといひ、あるいは安いといひ、それぞれの立場によつて考え方はあり得ると思ひますけれども、厚生省としては現在いわゆる原価計算的なやり方において価格にタッチした行政をやっておりますので、価格が安いか高いかといふことについては責任を持ってお答えをする立場に実はないわけでございますが、ただお話のように、流通のやり方において価格が非常に混乱したやり方において競争が行なわれ、流通が行なわれるといふことは、やはりこれは全般的に見て好ましくないものであるから、取引の正常化と、それから価格の一定の水準における安定といふものが十分確保せられるようにならうにこれからやはり業界としても努力もし、われわれとしてもそれ

を支援し、協力していかねければならぬ、そういうふうな考え方をいたしておるのではありません。そういう意味においては、結局これはメーカー、卸、小売三者がそれぞれ原因なり理由というものがあつたわけでございまして、その実情をよく知った三者の間で十分打ち合わせをして、そうしてその打ち合わせに基いて得られた結論というものが妥当なものであれば、できるだけこれが確保されていく、そういうふうな、私どもの方としても、これは極力的な立場を離れても努力をしていかなければならぬところだと考えておるわけでございまして、せっかく、まあ率直に申し上げまして、その三者の協議会が設けられましてから今日までの間の日数はたつておりますし、それから先般来はかの方の御質問にもありましたように、十分まあいわけがかつとした結論に達すべきと進んでおるといふ状態ではありませぬけれども、しかし、最近のこのいうふうな激化した状況にかんがみまして、関係者の間において従来と違つた新しい考え方、決意をもつて対処しようという意気込みで努力をしておられる現状でございまして、私どもはこれを信頼をし、また、支援をしてなるべく早くそういう状態が確保せられるように努めて参りたいと考える次第でございまして。

に寄せる国民の信頼感というものは、ほとんど私はないのじゃないかと思うのです。最近における新聞紙の値上げの問題に關してもそうです。幾多の事例をあげて、公取委員会は一体何をしているかという不満が相当強いように私は聞いているのです。この委員会においてすでに何回か御出席をいただいて御意見なり御答弁を伺つておるわけですが、どうもその御答弁の中から見て、これは私だけの感じかどうかかわかりませぬけれども、少なくとも今日公然と行われるような不正取引を、すみやかに撲滅しなければいけない、少なくとも是正しなければいけない、少くもやがて旺盛な意欲というものをもちたう私には、大へん失礼ですけども、たよりないやうに、意欲に欠けておられるのではないかと、いふやうな感じがするのです。そこで率直にお尋ねしたいのは、一体そういう不信を持たれる、もつとしっかりしてくれないか、ということのこの国民の期待を満足させることのできないというの、一体どこに理由があるのか、たとえば今日の公取委員会の組織の面において、何か是正しなければならぬところがあるのか、あるいは公取の中における委員を初め、各職員に不足であるとか、あるいは活動するに十分な予算が与えられておらないとか、何かいろいろと理由があると思うのです。かりに今日の機構でいけぬ、今日のこの国民の期待にこたへることができないとお認めになるならば、その原因は一体何であるか、あるいはまた、いや今日の公取の活動はこれでも十分である、これ以上の機構の改正も要らなければ委員も要らぬ、

予算も要らぬ。今日の委員で十分やつていける。今日与えられておる使命は十分に果たしておられるとお考えになつておられるのか、その辺の御所見を私はこの際伺つておきたいと思ふ。

○政府委員(佐藤基君) 公取の活動につきましても、いろいろ批判もあるやうであります。私もその批判をきいては、現在の予算、現在の定員でできるだけやつておるつもりであります。その結果いろいろ批判があるというものはわれわれの努力が足りないのだと思ひますけれども、少なくとも私自身はまだ公取に入つて一年にもならないのであります。この前の予算のときにいろいろ政府、予算官庁に要求したのであります。いろいろの調査というものが非常に人数が少なかつたから、やはり私の方としては今お話しした、あるいはいろいろなことをやるにしても、基礎の調査といふものが十分できてないといふのが非常に困る。まあ残念ながら他の役所から調査をいただくといふやうなことが多いためです。また、まあ各役所はその役所の行政を中心としての調査でありまして、われわれの立場の調査とは必ずしも一致しない。そこでわれわれは独自の調査をして、それに基づいてやつていきたいと思います。それに基いてやつていきたいと思います。その中で、現在の予算、先般申し上げましたが、一億二千万円、はかりの省に比べれば非常に小さい予算であります。これを調査機能といふものをもつて發揮させるための予算獲得の努力、若干努力したのでありますけれども、政府のいろいろ財政の都合があらなかつたのであります。そういう点からいへば、もつと公取

の活動はよりつぱなものになるというふうに考えております。

○片岡文重君 現在の予算、現在の規模の中ではできる限りのことをやつておるというお話しをきいては、確かにそれはそれでございまして。今日の規模の中で万全の努力をされておるとは思いますが、しかし、予算はどの省でもこの組織でもなかなか要求通りには政府としても配賦しておらぬやうです。これはまあ総務省が足らないからということになるでしょうが、しかし、この公取のやうな組織といふものは、これは日本の経済の進展にとつて非常に大きな役割を果たすものですから、私は政府としても相当力を入れてしかるべきものだと思つて、従つて、これに対する要求の獲得については、まあ圧力団体といふものがあつてはならぬやうです。それから、得ないでしやうけれども、特に圧力団体にはあまり好意を持たないところが多いやうです。これはまあやむを得ないと思つておるわけですが、しかし、私はそういういろいろな制約があつたとしても、もつとやはり旺盛な意欲を持つてその組織の中で活躍していただくたいといふことを痛切に願ひたいと願ひたい。同時に、この予算の獲得についてここに与党のやうな委員諸公も御列席のことでありまして、かつ、党内の実力者であられる委員もここに多く聞かれておられるのですから、次の予算獲得について十分私は配慮してくれたいと思ひます。で、これらの諸君を圧力団体に加えて、予算獲得であつて、少なくとも今日公取に寄せられておる国民の不信といふものを一日もすみやかに払拭をして、公正なる機関であるということだけは私は認識させる必要があると思ふのです。このために一つ万全の努力をしていただきたいといふことを要望申し上げておきます。

○小柳勇君 この前は、公正取引委員会が、池袋の薬品の乱売等は、一番大きな力をもつて調整できると理解して質問をいたしました。その後ずつといろいろ文獻を読んだり調査してあります。そうばかりでもないやうな印象がございまして、で、厚生省自体も薬務局があつて、監視官がおられ、そういうやうな厚生省の活動もそれを調整しようとするならば、ある面からそれが調整できるやうな気がしてならぬのであります。厚生省は薬務局長がおられるが、この委員会でも取り上げて以来、どういふやうな活動をされて、その乱売が問題になつたときよりも、現在は、地方の店が、その他競争などよくなつたのか、悪くなつたのか、局長から御報告願ひたい。

○政府委員(高田浩運君) この委員会において取り上げていただきましたのが、今日の十一日の午前であつた記憶いたしてあります。その前日、東京都の関係者を呼びまして、私どももいわゆる池袋問題に対する措置を相談をし、かつ、指示を与えたのであります。その一つは、第一に、ごらんになりますやうに、薬に關する宣伝としてはいかにかと思はれるやうな、あるいはいは乱用を誘致するやうな、そういうやうな宣伝の方法は一つやめてもらいたいといふことが第一点。それから、あるいは、ロット番号を切りとつたり、抹消したりした商品もあるやうに聞いて

おります。中には九割引、あるいは八割引というように、非常に、常識では考えられないようないわゆる乱売の行なわれている商品もあるし、こういうロット番号を切りとったりあるいは特に乱売のひどいというものは、意を払っていかねばならない面であるから、随時回を重ねて薬事監視を厳重にして、不良品が民間の一般の消費者の手に渡ることを防止することについて、一つ万全の方策を講じてもらいたい。同時に同じような見地から、そういう品物については、一つ正式にその入手先というものを明らかにいたしまして、その先をさらに薬事監視をする。そういうような措置を考へてもらいたい。それから同時に、メーカー、卸、あるいは薬剤師協会、こういった団体の責任者にお集まりいただきまして、今の趣旨をよく伝えるということと同時に、あの事態を正常に戻すということについて、一つさらに一そう協力をして措置を一つ考へてもらいたい、そういうふうなお願いをいたし、そして十一日午前当委員会においてお取り上げいただきまして、都において関係者を呼びまして、今私が申し上げた点を十分伝えて、そしてたとえは宣伝方法は正とすることについては、その後、三日の間いろいろな経緯はございまして、結局においてはあの当時ございましたあるいはサンドイッチマンであるとか、あるいはチラシであるとか、そういうふうなものはやめるということに話がまとまりました。それと同時に、いわゆる三共——トモの方、三共の方の関係者が小売協同組合

に入れてもらいたい、あるいは薬剤師は薬剤師協会に入れてもらいたい、そういうような希望があったのであります。この点については、都の方の中に入って善処する、そういうふうな話です。それから薬事監視につきましては、その後実施いたしておりますが、都の方で収去いたしたもののについては、都の試験所において検査をいたしております。これは検査の性質上、若干の目数を要すると考えられますので、まだ正式な報告を受けておりません。それから入手経路の報告につきましても、都の方にその報告を求めておりますが、まだ都の方から私の方には報告が参つておりません。

いづれにいたしましてもそういうふうなことで、一応非常に極端な形における状態はある程度是正できたと思っておりますけれども、いわゆる値引きの販売、まあ乱売といいますが、そういったことは、当時のいわゆる非常に一時的な極端な状態というものは多少は正されたと思っておりますけれども、ある程度の値引きは自己は、これはまだ終息はいたしておりませんが、これらの点についてはなお都を加えて三者間で努力いたしております。

それから一方、先ほど申し上げましたメーカー、卸あるいは薬剤師協会、これはそれぞれの立場で、これは池袋問題に限らず、全般問題としてもいろいろ熱心に対策を講じておられる状況でございます。

以上、一応御報告申し上げます。

○小柳勇君 質問の中で、東京都以外の、たとえば大阪あるいは京都、福岡などの乱売の情勢についてはどうですか。

○政府委員(高田浩運君) これはこの前も申し上げたかと思いますが、東京に先んじて大阪、岐阜あるいは名古屋あるいは福岡、今お話のありましたようなところにおいて池袋と同じ形勢でございまして、いわば同じような乱売状態というものが現出をいたしました。そして、それぞれの地方の関係者においては、いふんこの問題について、これが終息について苦慮をいたしてきております。池袋問題が起りました以後において、それらの地域においてさらに同じような形勢が再燃をする、あるいはさらに一そう激化する、そういうような現象は起こっておりませんけれども、しかし、従来のある程度固定した形での状況というものはなお続いております。

○小柳勇君 大臣も見えたようでありまして、質問はこれで最後にいたしますが、厚生省としては——この問題はなおわれわれの認識では乱売の情勢にあると思つて、また、これが地方に広がる形勢もなしと思つて、厚生省はこれからどういうふうな対策をして取締に決意をもつて当たられるかという点、これは局長から答へ願いたい。

○政府委員(高田浩運君) 先ほど申し上げた報告を漏らしましたが、その当時と比べますと、両方とも売り上げは相当減つてきているというふうに聞いております。

ふりに考へております。これにつきましましてはまず第一に、メーカーの方の、いわゆる大手筋のメーカーの間に、現状の状態を是正するためにあるいは販売方法等についていろいろ研究をし、検討を重ねて参つておたつたのでございますが、御承知のような事態とも考えあわせて、さらにその努力を加速度的に進めまして、おおむね結論に近いところまで進んで参つたように私も承知いたしております。もちろんこれはメーカーお互いの検討でありまして、これが実施を確保するということとはまた一つの大きな事業だと思ひますけれども、せつかく今日までそういう目的で努力をし、真剣に検討して参つておられますので、相当程度これによつて効果が上がるものと私も期待をいたしております。これに関連して、当然卸あるいは小売の関係につきましても、同じような考え方立つて流通の正常化あるいはいわゆる乱売状態の終息による平常化ということについてのそれぞれ対策を急速に検討中でございます。これら三者さらに歸一いたしまして、流通過程の正常化が期せられることを期待をいたしておりますけれども、同時に、これは役所の方といたしまして、先ほど来だんだん御質問のありました中小企業団体の法に基づきます商業組合の組織確立あるいは調整規程の制定というものについて努力をし、これらに対するいわゆる自主的の立場においての組合員相互間の努力というものを期待すると同時に、いわゆる公正な取引という立場から公取委員会とも最終的な形勢についてはいろいろ研究を重ねて参りたい、かように考へております。

○小柳勇君 今大事なことを発言されましたので、重ねて質問しておきますが、メーカーにこの乱売を取締するようには御協力願うということは今言われました。私も薬品についてはまだ十分な調査はできませんが、オートメーションによる製造、これは外国の市場がないから国内の市場で消費しようとする、需要と供給のアンバランスがあつて池袋の情勢、京都の情勢となつて出てきておると思うのですが、メーカーが乱売に対して取捨しようという協力態勢についてお答え願ひたい。

○委員(長加藤武徳君) 時間も経過しておりますので、簡単に一つお願いいたします。

○政府委員(高田浩運君) これは今日に至るまでのことにつきましては、これはメーカーにはメーカーとして、卸には卸として、小売には小売としてそれぞれの原因と理由があるわけでございます。終局的にはそれらがすべて解決しなければ完全な終息は来たされないでございまして、しかし、そのうちの重要な要素を占めておりますメーカーとしては、販売の方法等について従来やっておりますことを検討して、それについてできるだけ正常な流通が確保されるような取引というものを検討する、そういうことでございまして。

○小柳勇君 最後に、取引委員長に伺ひたい。最後に、定価の決定、定価を引くことの問題に対して高野委員が追及しておられたようでありまして、また、取引委員会は独占事業の取り締まりが中心であつたでしょう、こういう問題は枝葉の問題のように考へておられるように理解いたしますけれども、やはりこういう問題が出る

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（加藤武徳君） 御異議ないも

要であります。

現在、公的医療機関に對しまして

ついで他の公庫の例にならない規定することといたしましたほか、公庫と中小

人を増員いたしまして、委員長一人及び委員五人計六人をもつて審査会を組

とを切望いたす次第であります。

ただいま議題となりました精神薄弱者福祉法案の提案の理由を御説明申し上げます。

精神薄弱者の数は、全国で約三百万人とされているのでありますが、その中には、適切な保護のもとに指導と訓練を行なえば、日常生活はもとよりその能力に応じて生産活動に従事し社会の一員として自活していくことも可能なが者が相当数含まれていてと推定されるのであります。従って、政府といたしましては、従来からその福祉をはかるため各般の施策を講じてきたのであります。精神薄弱者に対する社会一般の理解や関心はきわめて薄く、また、指導訓練に必要な学校、施設及び専門職員も不足がちで、多くの者は、今なお家族の重い負担となり、さらには各種の社会悪の原因ともなっているのであります。

その対策は、まず発生の予防と治療方法の発見であり、政府といたしましては、今後ともこの方面の調査研究に力を注いでいく所存であります。同時に現在ややもすると福祉の措置に欠けるきらいのある精神薄弱者に対し、すみやかに、総合的な援護施策を講ずる必要があると考えるのであります。この法案は、その一環といたしまして、精神薄弱者の相談、判定、指導等その福祉をはかる行政機構の確立と、精神薄弱者の保護及び指導訓練を行なう援護施設の整備等について必要な事項を規定したものであります。すなわち、第一に、精神薄弱者に対する福祉措置の前提となる専門的な判定を行ない、あわせてその相談、指導をつかさどる機関として各都道府県に精神薄弱者更生相談所を設置すること、第二に、

精神薄弱者の相談、指導等を専門的に行なう職員として精神薄弱者福祉司を置くものとすること、第三に、自立更生の助長と保護のためとなるべき措置を規定すること、第四に、公立の援護施設に対し設置費の二分の一、運営費の十分の八を国が負担するものとする。と、第五に、精神薄弱者福祉対策の推進のために広く学識経験者の調査審議をお願いする審議会を設けること、以上がこの法律案のおもな内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(加藤武徳君) 次に、各法案について細部説明を政府委員より聴取したいと思ひます。

まず、医療金融公庫法案から細部説明を願ひます。

○政府委員(黒木利克君) 他の公庫と異なる点につきましては補足的に御説明申し上げます。

第一は、この公庫法案の目的でございますが、これは提案理由に出ておりますので、省略させていただきます。

第二は、業務でございます。この公庫は、その目的を達成するために次のような事業に必要な資金の貸付を行なうことになっております。第一が病院の新設及び増床、第二が病院の改築及び増築、第三に診療所の新設、第四に診療所の改築及び増築、なお、この病院、診療所の中には、医師、歯科医師が共同で利用する目的をもって臨床検査を主体とした医療機関の新設及び増築を含んでおります。次に、薬局の新設、薬局の改築及び増築、それから病院または診療所等の新設した場合の

運転資金、最後に重要機械器具の購入でございます。

次に、公庫の業務の運営につきましては、最終的には業務方法書によって具体的に定められますが、一応次の事項が予定されております。

第一は、貸付の相手方でございますが、個人または医療法人、公益法人その他政令で定める法人、この政令で定める法人には社会福祉法人が予定されております。こういうもので、病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設するもの、政令で定める施設の中には、授産場が考慮されております。

次に、貸付金の使途でございますが、……。

○吉武恵市君 ちょっと委員長、お話し中はないで失礼ですが……。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起し下さい。

○政府委員(黒木利克君) それでは要綱に関連いたしまして、お手元の参考資料の第二に、法律案要綱とございまして、五ページにございまして、この第七ページの第四の業務から御説明申し上げます。先ほど申しましたように、公庫は「病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人、民法第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人に対し、当該施設(当該施設の運営に必要の附属施設を含むものとし、薬局にあっては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は運営に必要な資金の貸付けの業務を行なうことと。」ここで政令で定める施設というのは、政令で定める施設を開設するもので、この政令で定める施設というのは授産場を予定してあるのでございまして、それから「その他政令で定める法人に対し、」これは社会福祉法人を予定をいたしてあります。

次に第二に、「公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができ」と。これは直接公庫が貸し付けないで、都道府県単位にありますが金融機関に對しまして、その貸付の業務を委託する。

それから第三に、「公庫は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受け、これを變更しうとする場合も、また同様とし、業務方法書には、貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等」が定められるのでございまして、以上が業務の主要であります。

会計等は、他の金融公庫の会計と同じで、公庫の予算及び決算に関する法律というものの定めによりまして運営をされるわけであります。

それから第六の、監督は、主務大臣が監督をしますが、主務大臣は厚生大臣と大蔵大臣でございます。

それから第八の、その他の、第三項に、中小企業金融公庫法との関係が書いてございまして、「公庫の成立の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日以後は、中小企業金融公庫の貸付対象から医業を主たる事業とする法人を除くこと。」大体以上の三点が、他の公庫と違いました特質でございます。

なお公庫は、七月一日に開設をいたしまして、八月の十六日から貸付の業務を開始する。なお、公庫の役員は、役員が五名、職員が二十五名で初年度は充足する。政府の出資金、預金部資金からの融資額は、先ほどの提案理由の説明の通りでございます。

以上の通りでございます。

○委員長(加藤武徳君) それでは次に、社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案の細部説明をお願いいたしますが、ただいま説明の途中で、委員の方から御注意がありましたように、資料がありまして、資料を抽出しながら、理解しやすいように御説明をお願いいたします。

○説明員(山本浅太郎君) お手元に配付してございまして資料の五ページをお開きいただきまして、この法律案の要綱の点に沿ひまして、簡単に御説明申し上げます。

改正の目的は、ただいま大臣から提案理由の御説明にございましたので、省略いたします。

第二は、改正の要点でございますが、「審査会は、委員長及び委員五人をもって組織する」、御承知のこととございまして、念のために、社会保険審査会のやっております仕事の内容を申し上げますと、健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、このような社会保険につきまじの被保険者の資格だとか、標準報酬だとか、あるいは保険給付といったようなものに対して、行政処分が行なわれますが、これについて不服がおりますものは、都道府県に置かれております社会保険審査官というところに申し出るわけでございまして、

といたしましては非常に異例の措置でございしますが、常に六人の委員全部が審査の合議体を構成するという形を原則としてとみませんで、原則として委員長二名、委員二名という三名の合議体で審議をする、こういうことにいたしたわけでございます。このような例は、現在地方更生保護委員会というの

民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者として四名を指名するといふこととでございますが、これも御承知のように、現在の、先ほど申し述べました各社会保険におきましては、それぞれ同種の関係団体の推薦を受けまして、同種二名ずつ、計四名、法律が

が、この本法案の対象といたします。精神薄弱者と申しますのは、俗にいう知能の程度の低い人々をさしておるものでございます。それで、その六十ページに書いてございますよう
に、知能欠陥の軽い方から普通魯鈍、痴愚、白痴というふりな三種類に分類をいたしておるのでございます。魯鈍

確な資料がないのでございしますが、そこにいろいろ書いてございします。やうなものから推計をいたしました、大体二百五十万程度ではあるまいか、従つて、魯鈍級をも含めた全体の精神薄弱者は大よそ三百万人程度ではあるまい

ましては、従来の学問的知識に基いて、若干の研究はあるようでございますが、さほど進んでもおりませんので、今般、これは公衆衛生局の所管でございますが、三十五年度の予算案の中に、精神衛生研究所に特に精進部を設けていただきます。ここで発生の予防なり、あるいは治療面についての研

究並びにそれらの研究者の連絡というふうな仕事をやっていただきまして、その面の施策をも進めて参るといふ予定に相なっておるわけでございます。それで、それらのことを除きまして、実際に精神薄弱である人の福祉を少しもはかたて参るといふことのために、本法律案を御提案を申し上げたわけでございます。

大体そういうふうなことでございまして、資料の五ページに返りまして、この要綱について御説明を申し上げたいと存じます。

第一の目的でございますが、これは格別御説明を申し上げるほどのこともないかと思ひますが、その更生を援助するとともに、必要な保護を行ない、そうして福祉の向上をはかるといふこととでございます。

それから、第二の審議会から第六の精神薄弱者更生相談所まで、これはいずれもお世話をいたすいろいろな機関でございます。責任者といふふうなものをきめて参つたわけでございます。既存の機関にそれらの仕事をやってもらうといふこともございするし、必要あつて新たに機関を置いて参るといふ趣旨のものもございします。

第二の審議会でございますが、これは、事柄が非常に専門的な知識、経験等を要しますので、特にさうなことにつきましての専門家に御参加を願ひまして、審議会を設置いたして参るといふこととでございます。

第三の援護の実施機関でございますが、援護の措置をやる責任者といふものを、そこに書いてございしますように、福祉事務所を管理する都道府県知事または市町村長といふことにきめた

わけでございます。福祉事務所は、御存じのように、大局的に申しますと、市にはみな福祉事務所が設置されておるわけでございますが、都府県は、都道府県が都府県を分置いたしまして、福祉事務所を設置いたしております。従ひまして、都府県におきましては都道府県知事、市部におきましては市長といふものがその責任者になる建前でございます。これは身体障害者福祉法と全く同様でございます。

それから、第四の福祉事務所でございますが、福祉事務所は、今日、御案内のように、福祉行政の第一線機関といたしまして、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の運用施行に当たつておるわけでございますが、本法が成立をいたしましたならば、本法も福祉事務所をもつてその第一線機関といたしたいと、従つて、福祉四法を所管する第一線機関に相なるわけであり

ます。それから、第五の精神薄弱者福祉司でございますが、これは新たに精神薄弱者福祉司という専門の職員を置くといふこととでございます。都道府県は必ず置いてもらわなければならぬ。しかし、福祉事務所を設置する町村は、これは置くことができるということと、必置の機関ではございません。それで、行ないますことは、直接専門的にケース指導を行なうといふことと、福祉事務所の一般のケース・ワーカーの技術指導を行ないますことを任務といたしまして、必要な知識能力を有する者から任用して参る、こういう建前に相なるわけでございます。今日、身体障害者の面におきましては、身体障害者福祉司といふものが存在をいた

しておりまして、これが身体障害者福祉行政の中核として働いていただいておりますわけでございます。それに対応したような福祉司を置いて参りたい、こういうことがねらいでございます。

それから第六の相談所でございますが、身体障害者の場合もこれがあるわけでございますが、医学的、あるいは心理学的、あるいは社会的、職能的と申しますか、いろいろな面から専門的扱いをきめる必要がございますので、専門家を置きまして、その手でさうな判定を行なう機関を設けたいといふことが主たるねらいでございます。なお、家庭その他からの直接のいろいろな相談にも応ずる、こういう任務を持つておるわけでございます。

第七の援護の措置でございますが、大きく分けまして、精神薄弱者福祉司または社会福祉主事の指導に付するといふこと、目を放さないようにしてめんどろを見ていくといふことが一つでございます。それから二番目には、施設に入れてめんどろを見ていくといふこととでございます。それから三番目は、特別な奇特な方があるわけでございますが、そういう方に預けまして、適当な職能訓練等をお願いをしていくといふこととでございます。援護の措置は、簡単に申しますと、その三種類になるわけでございます。

それから、第八の精神薄弱者援護施設でございますが、「精神薄弱者援護施設は、十八才以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、更生のための指導訓練を行う施設とすること。」と書いてございします。が、具体的には、収容をいたしましていろいろめんどろを見ていくという施設と、家から通つて参りましていろいろ授産等を行ふことによつて指導していくといふことと、二つの種類を考へております。

ここで若干御説明を加えたいと思ひますことは、今日まで児童の精神薄弱につきましては、児童福祉法で相当な仕事をやってきております。資料の六十六ページに精神薄弱者施設という項の中で精神薄弱児施設という表が載つておりますが、それでござい

ただきまして、児童の精神薄弱児施設につきましては総数で収容施設が百十三、それから通園の、いわゆる通つて行く施設が二十一でございます。これで相当実事は仕事をやってきておるわけでございますが、ところが、その次のページをめくつていただきま

すると、児童でないおとなの方の關係につきましては、そこにございしますように、公立が本年度三施設予算が入つておりまして、やがてでき上がるというところとございます。それから社会福祉法人立がそこにございしますように五つございます。なお、このほかに財団法人立、個人立等も若干はございしますが、大体こういうふうな状況でございます。それでこれをござい

いたいただきますと、児童の方につきましては相当やっておるが、おとなの方についてはほとんど施設の面からだけでは非常に貧弱であるといふことがおわかりをいただけるかと思うのでございしますが、それで今日おとなの方はどうしておるかとお申しますと、生活保護法の救護施設という種類がございまして、これは単に精神障害だけでなく身体障害の方もあるわけでござい

が、非常に自分で自分の世話ができないといふような人を、しかも施設に収容しなければならぬといふような人を収容いたす施設がございします。その救護施設に精神薄弱者の方も入つておるわけでございます。こういうふうな關係になつておるわけでございます。それで今回の法律によりまして精神薄弱者援護施設といふものををはつきりおきめを願ひまして、今後これらの面につきまして伸ばして参りたいと、かように考えておるわけでござい

ます。この援護施設につきましては、その要綱の第八の二以下に書いてございしますように、都道府県が設置いたしました場合には設置費の二分の一、運営費につきましては十分の一を国が負担する、市町村、社会福祉法人、その他のものは都道府県知事の認可を受けまして設置するのでござい

ますが、市町村が設置いたしました場合には二分の一を国が、四分の一を都道府県が負担をいたします。運営費の十分の一を国が負担する。それから援護の実施機関、先ほど御説明をいたしました都道府県知事または市町村長でございますが、これが社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に収容の委託をしたときは、それらの公共団体がその委託に要する費用を支払うといふこと

にいたしまして、その支払いたしましたものの十分の一を国が負担する、費用の關係につきましてはさうなことになるわけでございします。

以上御説明申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) ただいま三案に対する提案理由の説明並びに細部の説明を聞きましたが、本案に対する質疑

は次回以後にいたしたいと思ひます
が、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。それではさう計らいます。

○委員長(加藤武徳君) 速記を落として下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起して下さい。

それではただいまから昭和三十五年厚生省関係予算案についての質疑を続行いたします。

○坂本昭君 本日は大臣の出席が非常におくれまして、予定の時間も迫っておりますし、それからまた、大蔵省の関係者がただ一人も出席しないという大へん遺憾な状態でありまして、私の予算に関する本格的な質問は次に延ばします。しかし、本日は予算の審議を進める上において必要な点並びに緊急な点だけを時間内にお尋ねいたしたいと思ひます。

最初に大臣に申し上げたいことは、私個人の意見ではなく、いわば当委員会の全体的な意見というつもりでお聞きいただきたいのであります。それは先ほど来もちょっと法案の提案理由の説明の中で問題が出ましたが、私はそのことがあったがゆえに取り上げたのではなく、初めから実は申し上げたいと思つておつたのであります。大臣は非常に熱心にまた誠実にお務めになつておられますが、どうも資料の提出とあるいは委員会との連絡におきましてきわめて不十分な点が多いのであります。これは前国会におきまして高野

委員からも強く指摘され、その後一回のみならず、委員から意見が出ております。しかし、どうもはなはだ残念ながらスムーズに運ばれていない。われわれとしては、行政府と立法府と超党派的に連絡を緊密にして社会保障を進めていきたい、そう思つてゐるのです。が、ほかの省に比較してどうもそういう点が円滑を欠いてゐるという感じがあります。すでに官房長に対してもいろいろ意見を求めたこともありまして、それがこういう調節の任に当たるべきか、そういう点について十分御検討いただく、また、厚生白書、そういうものの資料についても、前はこういう厚生行政年次報告書というものをいた

だきました。——いたしましたが、その後また非常に読みやすい美麗な装丁の報告書をいただきましたが、同じものですが、こつちの方はどこ、どこまっ黒に墨でぬりつぶしたりして、どういうわけでもぬりつぶしたかわからな

い、これに比べてこつちの方がすっきりしているのです。こういうものの配付を委員からかなり切望があつたのであります。理事としてもいろいろそれを取り計らつたのですが、どうもまだ円滑に行なわれていない、これはどうも金がないのか、それとも何か工合の悪い点があるのか、私はその点についてまず大臣から御意見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(渡邊良夫君) まことにどうも御指摘の通り皆さん方の御納得のいかないような連絡のしぶりであることがこの前から高野委員からたくさん資料がありながらどうして回さないのか……これはよく政務次官、官房長等に命じまして部内の総合調整をさせ

まして、さつそく局長会議を開きまして、できた書類は直ちにまつ先に委員の方々に配付、提供するというようにいたすことといたします。今までのところはどうか御了承下さい。

○坂本昭君 それではさう責任ある大臣の御答弁をいただきましたから、今後は的確に行なわれることを期待いたしております。たとえば先般大臣の説明されました予算の説明につきましても、厚生省と労働省とわれわれは拝聴しましたが、厚生省は千六百四十七億、労働省が五百三億、厚生省の方が三倍であります。労働省より。これは一般予算。それから特別会計についても、私の計算だと、厚生省が二千二百七十億、労働省が九百十四億、労働省の倍であります。ところが、労働省の方は予算が少なからずかもしません

が、この中の、たとえば失業保険特別会計、それから労災の特別会計、この内容を見ますと、非常に精細にこまかく書いてくれてあります。見たらわかるのであります。ところが、厚生省の方からは、第一見てわからないのです。それから私はいふん点検しましたけれども、かなり詳しく書いてあるのに、この中に引揚援護局が抜けております。援護局がないのです。厚生省から抹殺されたか知らないけれども、私の資料の中にはない。こういうことでははなはだ困るのであります。たとえば厚生保険の特別会計なども、書いてあることは書いてあります。数だけ並べてあります。しかし、われわれはもつと中がほし

い。そういう中のことは一つも書いてくれない。非常に不親切だと思ひます。先ほどの提案理由の詳細の説明の中でも、ちよつと異議が出ましたけれ

ども、皆さんはおわかりかもしれないけれども、われわれとしてはわからない。しかし、今度これを見まして、保険局の国民健康保険課はよろしいです。非常にこまかいことをここに書いてくれてあります。私は一つくらいほめておきたいと思ひます。これはこれを見たら全部よくわかります。これ

いうふうな書いていただくと、われわれも審議がスムーズにできるのです。だから、なぜ資料を出し惜しみするかという事です。この点はどうも資料を出し惜しみされるきらいがある。この点、以後出し惜しみしないということを大臣一つ明言していただきました。

○国務大臣(渡邊良夫君) 御指摘の通り、まことに重々おわびいたします。これからは大いに精細をきわめたものを一つ出すことにいたします。

○坂本昭君 これは実は予算書だけのことでないものであつて、一番大事な社会福祉という現業を預かる厚生省がどうもよろしむべし、知らしむべからずといった、何といひますか、官僚的、権力的といひますか、あるいは独断的、非民主的といひますか、何かそういう感じがするので、これははなはだ遺憾だと思ひます。

今度は大臣に緊急の問題として、たとえば社会保険審議会の議を無視して、健康保険の料率を千分の六十五を六十三にしようというようなことも、これはやはり何かさういう一連の関連があるのではないかと思ひますが、そこで今当面する緊急の問題として、社会保険審議会の審議を今の料率の問題については必要としないのかどう

か、それをお尋ねいたします。

○国務大臣(渡邊良夫君) それはすでに諮問をしてあるのでございます。ところが、二十二日の新聞に、あれは私どもよく知らなかつたのでござい

ますが、知らないというのは責任上まことに遺憾な点でございまして、記者クラブにおいてあれをレクチャーしてくれぬかということで、一課長が参りまして、そしていろいろ話しをしており

ましたのが、たまたま新聞に審議会の意向いかんにかかわらずといったような表現が出た。で、新聞社側もそれほどもなかつたのでございましてけれども、やはりとり方がおもしろいもので、すから新聞社側にも罪がなければ、

うちの説明の仕方の表現が多少拙劣であつたということであつたのかもしれませんので、けさほど社会保険審議会の総会に私が参りまして、心からよくその点の事情を釈明して参りました。今後気を付けます。

○坂本昭君 今のは新聞の発表のあやまちがあつたかもしませんが、実は私自身関係しております社会保険制度審議会におきましても同じ問題が出ておるのであります。たとえば例の、きょう提案されました医療金融公庫、この問題について社会保険制度審議会——これは与党の人もおりますし、野党の人もおりますが、皆さんさうい

うことはやはり社会保険制度審議会としては審議をすべきではないか。——確かに社会保険制度審議会は法的には社会保障の制度の運営の大綱に關してはあらかじめ意見を求められなければならぬ。これが大綱であるかどうかというところはいろいろ問題がありま

す。しかし、この間の予算折衝の中で、厚生省が一番苦勞をした、さうし

て、さつそく局長会議を開きまして、できた書類は直ちにまつ先に委員の方々に配付、提供するというようにいたすことといたします。今までのところはどうか御了承下さい。

○坂本昭君 それではさう責任ある大臣の御答弁をいただきましたから、今後は的確に行なわれることを期待いたしております。たとえば先般大臣の説明されました予算の説明につきましても、厚生省と労働省とわれわれは拝聴しましたが、厚生省は千六百四十七億、労働省が五百三億、厚生省の方が三倍であります。労働省より。これは一般予算。それから特別会計についても、私の計算だと、厚生省が二千二百七十億、労働省が九百十四億、労働省の倍であります。ところが、労働省の方は予算が少なからずかもしません

が、この中の、たとえば失業保険特別会計、それから労災の特別会計、この内容を見ますと、非常に精細にこまかく書いてくれてあります。見たらわかるのであります。ところが、厚生省の方からは、第一見てわからないのです。それから私はいふん点検しましたけれども、かなり詳しく書いてあるのに、この中に引揚援護局が抜けております。援護局がないのです。厚生省から抹殺されたか知らないけれども、私の資料の中にはない。こういうことでははなはだ困るのであります。たとえば厚生保険の特別会計なども、書いてあることは書いてあります。数だけ並べてあります。しかし、われわれはもつと中がほし

い。そういう中のことは一つも書いてくれない。非常に不親切だと思ひます。先ほどの提案理由の詳細の説明の中でも、ちよつと異議が出ましたけれ

ども、皆さんはおわかりかもしれないけれども、われわれとしてはわからない。しかし、今度これを見まして、保険局の国民健康保険課はよろしいです。非常にこまかいことをここに書いてくれてあります。私は一つくらいほめておきたいと思ひます。これはこれを見たら全部よくわかります。これ

いうふうな書いていただくと、われわれも審議がスムーズにできるのです。だから、なぜ資料を出し惜しみするかという事です。この点はどうも資料を出し惜しみされるきらいがある。この点、以後出し惜しみしないということを大臣一つ明言していただきました。

てそれだけに社会的な重大問題として扱われたという医療金融公庫について審議会の意見も無視して、そんなことはどうでもよいというふうな態度は、これは遺憾である、これは審議会で出席しておいた人たちは、まず私とそれほど違わない大體考えを持っておると思うのでありますが、このことについてはいかがでございますか。

○政府委員(森本潔君) ただいま御指摘になりました医療金融公庫法案を社会保険制度審議会に諮問すべきではないかというところでございますが、私たちがいろいろ検討いたしましたところ、必ずしもこれは出すべきものであると判断するには少し無理があるのではなからうかというふうな考えを持って、事務的にも審議会事務局と連絡をしたわけでございますが、審議会の事務局とされたしましては、そういう問題もありませんので、資料といたしまして医療金融公庫法案を正式に要求されました。従いまして、諮問という形をとらずに、審議会の参考のための資料として正式に提出をいたしました次第でございます。若干議論があるかと思いますが、さような扱いにいたしました。

○坂本昭君 時間の関係もありますから、この問題についてはそれ以上議論しませんが、厚生省では、十分慎重にやっていたいただきたい。特に相談しなければならぬ審議会の無視している一方においては、早く審議会を成立させなければならぬものであったというものがあつた。たとえば中央社会保険医療協議会あるいは医療制度調査会、これらのものについては、特に結核の患者さんたちの中にはストレプトマイシンの耐性ができた人たちがカナマイシンの

採用を非常に熱望している。しかし、これは中央社会保険医療協議会が成立しないといふのは採択できない、こういうふうな非常に差し迫つたものがあるのです。今のこの二つの、中央社会保険医療協議会と医療制度調査会について、大臣はいつこれを開くという方針を持っておられるか、お伺いしたい。

○国務大臣(渡邊良夫君) まず今のところ、各方面といういろいろ調整を保ちつつ国民医療というものの早急な整備体系を整えなければならぬ、こういうところから、まずめどを三月一ぱいくらいにつけて準備をいたしておるわけでございます。

○坂本昭君 それでは、先ほどの社会保険審議会の議に乗せることもすでに議事を終わられたという今の健康保険の料率の問題ですが、もしこれが今の社会保険審議会の方で討論した結果、料率を下げてはならないというふうな結論が出た場合には、厚生省としてはどうされますか。

○国務大臣(渡邊良夫君) これはできるだけこの答申を私も待つて、答申に従つていきたい、かように考えておりますけれども、もしもその答申がなかなか、二つにも意見が割れて、出ないというときにおきましては、これはしばらく待つよりほかないと思ひます。

○坂本昭君 そうしますと、これはすでに予算の中にも組まれていますし、非常に重大な意味を私は持つてゐると思ひます。で、その点を指摘しておいて、なお、この日雇労働者の健康保険法の一部改正の点と、厚生年金保険法の一部改正の点、これも実は皆さんの厚生省の資料で内容がよくわからない

のですが、これらは今度のこの予算書に出てゐるのは、すでに衆議院では若干審議をされてゐるかもしれないが、そういう新しい改正に基づいてこの予算は組まれているかどうか、お伺ひしたい。

○説明員(山本浅太郎君) 日雇健康保険につきましては、御指摘のようないろいろむずかしい点、特に財政が非常に赤字であるというふうなことでいろいろ問題がございまして、それで明年度予算につきましても、いろいろその辺の点につきまして財政当局と意見を交換したのでございまして、かりに明年度の制度のもとにおきましては、明後年においてさらに赤字が出るということ、たとえば国庫負担の問題等におきましても、一体どの程度社会保険としてこの制度の場合、国庫負担をすべきかというふうな点について、いろいろ根本的に検討しなければならぬ点があるということ、私どもやはりそうしなければならぬという判断をございまして、早急に日雇健康保険をいかに合理的に——これは保険料なり、あるいは国庫負担なり、あるいは給付内容なり、そういうものを総合的にどうするかという点について真剣に考えていきたいということでございます。現在継続審査になつております法案の中に国庫負担の増額の改正部分だけは含まれておりますが、それ以外につきましては、根本的な検討の中で、今申しましたような財政問題、それに関連いたします保険料の問題、給付の内容を総合的に考えていきたい。なお、社会保険審議会の健康保険部会におきまして、被用者代

表等からもいろいろ御要望が出ておりました。約三、四カ月前からいろいろ話もあつたわけでございますが、さらに研究を重ねていきたい、こういうふうに存じております。

○坂本昭君 それでは、この予算の資料の中には今のところまい点が一つも書いてないので、あらためてそれをこまかく、大臣も言明された通り精細な資料として出すということ、もう一ぺん私たちが審議のできるような資料を——特に問題になつてゐる点は今の特別会計の点にあると思ひますが、その点一つ私の方で要求いたしますから、すみやかに出していただきたい。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記をつけて。本日はこの程度で散会したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加藤武徳君) 異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会